

# 福島県地域防災計画

(事故対策編)

新旧対照表

令和6年3月

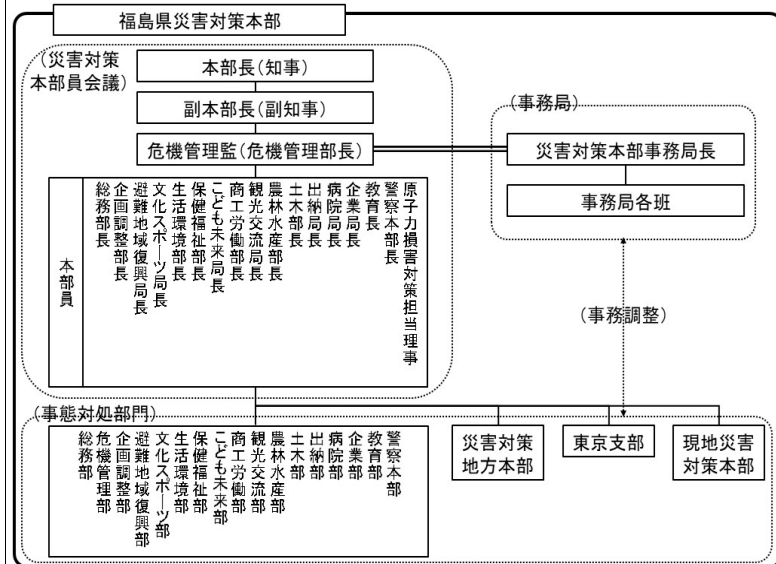
現行

修正後

修正理由

担当部署の記載について

○県の災害対応について



(略)

第2章 海上災害対策計画

第1節 海上災害予防対策

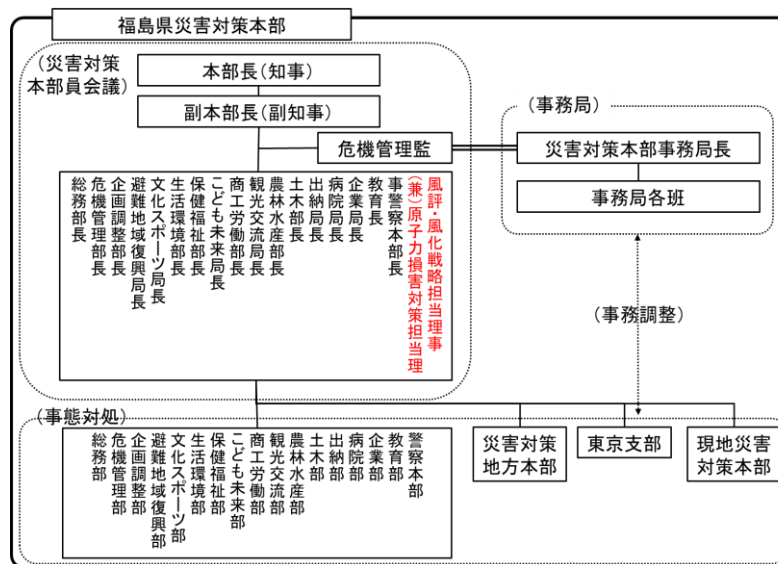
第1 海上交通の安全の確保

1 海上交通の安全のための情報の充実

福島海上保安部は、海図、水路書誌水路図誌の整備を図るとともに、水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

担当部署の記載について

○県の災害対応について



(略)

第2章 海上災害対策計画

第1節 海上災害予防対策

第1 海上交通の安全の確保

1 海上交通の安全のための情報の充実

(1) 福島海上保安部は、海図、水路書誌水路図誌の整備を図るとともに、水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

(2) 東北運輸局は重大な事故の情報、過去の行政処分履歴等を

福島県災害対策本部組織図の適正化（役職名の変更）

防災基本計画修正（令和5年5月）に伴う修正

現行	修正後	修正理由
<p>2 船舶の安全な運航の確保</p> <p>福島海上保安部は、船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について指導監督するものとする。</p>	<p><u>公表する。また、安全情報の拡充、旅客船事業者の安全性評価・認定制度等により、旅客船事業者に係る更なる安全情報の充実を図るものとする。</u></p> <p>2 船舶の安全な運航の確保</p> <p><u>(1) 福島海上保安部のとるべき措置</u></p> <p>船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について指導監督するものとする。</p> <p><u>(2) 東北運輸局のとるべき措置</u></p> <p><u>ア 事業許可時の安全性に関する審査や悪質な事業者に対しての厳格な行政処分の実施、旅客不定期航路事業許可の更新制の導入などにより、旅客船事業の安全性の向上を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 船員教育体制の一層の整備充実などにより、船員の資質を確保し、航行の安全を図るとともに、事業用操縦免許については講習課程の拡充及び乗船履歴に応じた航行区域の限定を取り入れるなど、小型旅客船に乗り組む船員の資質の向上を図るものとする。</u></p> <p><u>ウ 海上人命安全条約（SOLAS条約）等の国際基準に適合していない外国船舶の排除のため、寄港国による外国船舶の監督（ポートステートコントロール）の実施を積極的に推進するとともに、PSCの実施体制のさらなる強化、整備を進めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正 （令和5年5月）に伴う修正</p>

現行	修正後	修正理由
<p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 防災情報通信網等の整備</p> <p>(1) 海上運送事業者をはじめとする民間事業者（以下、この章において「関係事業者」という。）は、海上災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 県（危機管理総室）は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、「一般災害対策編第2</p>	<p><u>エ 船舶の堪航性及び人命の安全を確保するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の安全基準の整備、見直しを随時行うほか、船舶検査を実施し、基準不適合船舶の排除を行う。また、改良型救命いかだ等の積付け、遭難時に位置等を発信できる装置の積付けの義務化、船体の水密性の強化等により、小型旅客船等の安全性の向上を図るほか、小型船舶検査機構による検査業務の改善が図られるよう適切に指導・監督するものとする。</u></p> <p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 防災情報通信網等の整備</p> <p>(1) 海上運送事業者をはじめとする民間事業者（以下、この章において「関係事業者」という。）は、海上災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備するものとする。</p> <p><u>(2) 東北運輸局は、確実に連絡をとることが可能な無線設備の積付けの義務化を行うとともに、当該設備の早期導入を支援するものとする。</u></p> <p>(3) 県（危機管理総室）は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、「一般災害対策編第2</p>	<p>防災基本計画修正 （令和5年5月）に伴う修正</p>

現行	修正後	修正理由
<p>章第2節 防災情報通信網の整備」の定めにより、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。</p> <p>また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 防災体制の強化</p> <p>(1) 関係事業者のとりべき措置</p> <p>海上災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から福島海上保安部、消防機関等との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>(2) 県（危機管理総室）のとりべき措置</p> <p>海上災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう防災資機材の整備について、指導支援を行うも</p>	<p>章第2節 防災情報通信網の整備」の定めにより、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。</p> <p>また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(4)</u> 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 防災体制の強化</p> <p>(1) 関係事業者のとりべき措置</p> <p>海上災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から福島海上保安部、消防機関等との連携の強化に努めるものとする。</p> <p><u>(2) 福島海上保安部のとりべき措置</u></p> <p><u>大規模な海上災害の発生に備え、地方公共団体等との業務協定等を踏まえ、連携して消火活動を行うための体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3)</u> 県（危機管理総室）のとりべき措置</p> <p>海上災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう防災資機材の整備について、指導支援を行うも</p>	<p>防災基本計画修正（令和5年5月）に伴う修正</p>

現行	修正後	修正理由
<p>のとする。</p> <p>(3) 沿岸市町のとるべき措置</p> <p>ア 沿岸部での消火活動、救助活動を効率的に行うため、必要に応じた資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>イ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 危険物等の大量流出時における防除活動</p> <p>(1) 県（危機管理総室、地方振興局、水産事務所、水産海洋研究センター、水産資源研究所、港湾建設事務所）及び警察本部のとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 福島海上保安部のとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>(6) 関係事業者等のとるべき措置</p> <p>(略)</p>	<p>のとする。</p> <p>(4) 沿岸市町のとるべき措置</p> <p>ア 沿岸部での消火活動、救助活動を効率的に行うため、必要に応じた資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>イ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 危険物等の大量流出時における防除活動</p> <p>(1) 県（危機管理総室、地方振興局、水産事務所、水産海洋研究センター、水産資源研究所、港湾建設事務所）及び警察本部のとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 東北運輸局のとるべき措置</u></p> <p><u>船舶からの危険物等の流出による海洋汚染を防止するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の技術基準の整備、見直しを随時行う。また、船舶検査を通じて、基準不適合船舶の排除を行うものとする。</u></p> <p>(6) 福島海上保安部のとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>(7) 関係事業者等のとるべき措置</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正 (令和5年5月)に伴う修正</p>

現行	修正後	修正理由
<p>第6章 危険物等災害対策計画                      第1節 危険物等災害予防対策                      (略)                      第2 危険物等施設の安全性の確保                      (略)                      3 毒物・劇物                      (1) 事業者のとりべき措置                      事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第2章第18節 第4 毒物・劇物施設災害対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。                      (略)</p>	<p>第6章 危険物等災害対策計画                      第1節 危険物等災害予防対策                      (略)                      第2 危険物等施設の安全性の確保                      (略)                      3 毒物・劇物                      (1) 事業者のとりべき措置                      事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第2章第18節 第4 毒物・劇物施設災害<del>予</del>防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。                      (略)</p>	<p>文言の適正化</p>